



ベトナム最高人民裁判所

【この活動の概要】

主な活動	海外における職場体験プログラム
関係機関	JICA（国際協力機構）ベトナム法整備支援事務所
実施時期	2006年度から継続中
参加者数	2015年度 4名

【研究科の先生に直接聞いてみました】

Q はじめられた経緯は？

A 司法制度改革の一つの目的である国際化時代の法的需要に十分対応できるような法曹を養成するとの見地から、発展途上国における法整備支援を法科大学院教育において実地で体験するために活動を始めました。

Q 具体的な活動内容は？

A 法科大学院は、正課授業科目「海外エクスターンシップ」として、ベトナムのハノイにあるJICA（国際協力機構）ベトナム法整備支援事務所で行われる「法整備支援プロジェクト」での実務研修に毎年度数名の学生を派遣しています。研修目的は、日本のベトナムに対する法整備支援活動を直接見聞し、ベトナムにおける法整備および司法制度の現状と展望についての知見を得るとともに、日本とベトナムにおける考え方の相違を学ぶことにより、広く法一般に関する理解と洞察を深め、法の学習者としての視野を広げることです。



バクニン省の人民裁判所

具体的な研修内容は、年度によって多少異なりますが、2015年度は概ね次のようなものでした。

- ①長期滞在の判事・検事・弁護士による講義（日本の法整備支援の概要、その歴史と現在のプロジェクト内容、日本とベトナムの法制度の相違点、ベトナムの裁判制度・弁護士制度等）
- ②JICA ベトナム本部事務所での法整備支援の実習
- ③日系企業のあるタンロン工業団地の訪問
- ④日本の渉外法律事務所ハノイオフィスの訪問と弁護士による説明（業務内容や業務上の留意点等）
- ⑤ハノイ法科大学日本法教育センターでの合同授業と学生たちとの交流
- ⑥バクニン省の人民裁判所での裁判傍聴
- ⑦ハノイ市弁護士会の訪問
- ⑧ホーチミンでの司法省主催の司法鑑定セミナーへの参加等。

Q 本学の学生の反応は？

A 参加した学生の感想の多くは、海外エクスターンシップでの経験は日本では得られない大変貴重なものであったというものです。具体的な感想として、次のようなものがありました。

- ① 日本のベトナムに対する法整備支援について、事前の勉強が役立ったが、研修によって、理想面や改善点を含め、現地の実情を知ることができ、法整備支援のあり方について改めて考えることができた。
- ② JICA の視点だけでなく、現地の日系企業、現地で働く日本人弁護士、ベトナムの弁護士会、裁判所、法科大学の学生など、様々な立場の視点からのベトナム法制度の問題点を知ることができた。
- ③ ベトナムの法制度の問題点という一つのテーマについても、立場の違いによって意見が異なり、様々な視点からアプローチをすることの重要性、物事に対する多角的な見方、視野を広げることの大切さを改めて学ぶことができた。
- ④ 日本法をベトナムに導入すべきかを考える場合、制度趣旨や社会的背景を総合的に考慮することになり、ベトナム法を学ぶと同時に日本法に対する理解も深まった。
- ⑤ 経済的支援だけではない国際協力のあり方を学ぶことができた。
- ⑥ 日本の法律家の海外での活躍を知ることにより、目指すべき法律家のイメージを持つことができた。
- ⑦ 研修に参加できたのは、JICA プロジェクトに関わる法律家と調整員、関西大学の教職員、ならびに関西大学の経済的支援のおかげであり、感謝の気持ちでいっぱいである。

詳しくは、「関西大学・法科大学院ジャーナル」に参加学生の報告書が掲載されていますので参照してください。

Q 苦労された点は？

A 法科大学院を設立した 2004 年度当初は、当該活動に対する認識が十分ではなく、正規授業科目ではありませんでしたが、2007 年度から正規授業科目にすることができました。その後、現地での研修の体験前における理論的な教育の必要性から、2012 年度からは新たな教科である「法整備支援論」との有機的結合をして教育するようになりました。

Q 費用は？

A 航空運賃を対象として、1 名につき 10 万円を限度とする補助金を支給しています。

Q 今後の展開は？

A 今後も法科大学院の海外エクスターンシップとして、毎年度数名の学生を派遣する予定です。